

配信日時	1/20/2026 3:01:06 PM	送信ID	15793
配信者	横浜市		
対象サービス	障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援		
対象地域	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区		

件名
【横浜市(児童)からのお知らせ】指定障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所に係る指定更新について
本文
市内障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所の皆様 日頃より、本市児童福祉行政にご協力いただきありがとうございます。 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者が、 6年間の指定有効期間満了後に引き続き指定を受けようとする場合、指定更新手続きが必要です。 令和8年度から令和9年度に更新予定の事業所について掲載しましたので、 別紙1をご確認いただき期限内に書類の提出をお願いします。 【掲載先】 https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=2&id=174